条件付き一般競争入札(事後審査方式)入札公告

工事番号及び工事名	08市生第36号　高山市民文化会館真空遮断器更新工事
工事場所	高山市昭和町１丁目地内
工事概要	高山市民文化会館真空遮断器更新工事　一式 ・小油量遮断器から真空遮断器へ更新　一式 ・上記に関する附帯工事　一式
工期	211日間 フレックス工期を活用する場合 工事開始期限日　令和９年２月21日　工期日数　211日間
予定価格	15,708,000円（消費税及び地方消費税を含む）
契約方式	本工事は、フレックス工期による契約方式の試行工事です。
入札条件	次に掲げる事項を入札の条件とします。 (1)予定価格を超える金額の入札は無効とします。 (2)入札の回数は１回とし、落札者がいない場合は入札を中止し不調とします。
入札参加資格	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
	(2) 高山市競争入札参加資格者名簿の「電気」において市内に本店で登録されている者であること。
	(3) 公告の日から落札決定日までの間に、高山市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
	(4) この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。 ア この工事に係る設計業務等の受託者とは次に掲げる者である。 ・てらい建築設計 イ 当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある業者とは次に該当する者である。 ・当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている業者 ・業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者
	(5) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと。 ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
	(6) 高山市税・高山市公共料金について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
	(7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に従い、「電気工事業」に関する主任（監理）技術者を配置できること。
	(8) 公告の日から過去６ヵ月間（180日間）に高山市発注の建設工事で、「65点未満の工事成績評定」又は「不合格通知」を受けていないこと。（検査日を基準とする。）
	(9) 「電気工事業」に係る建設業法第27条の23に定める経営事項審査を受けている者であること。
	(10) 経営事項審査結果のうち最新のもので、「電気工事」の総合評定値が750点以上であり、かつ年平均完成工事高があること。
	(11) 一般競争入札（条件付き一般競争入札（事後審査方式）及び一般競争入札）で高山市が発注した「電気工事」の手持ち工事件数が２件以内であること。（共同企業体における構成員として受注しているものは除く。）ただし、高山市発注で、過去３ヵ年度中の検査日の工事成績評定点の平均点が78点以上の場合は３件以内とする。（当該参加申請書提出期限日までに完成届を提出している工事を除く。）
申請方法	電子入札システムを使用し、条件付き一般競争入札参加申請書（事後審査方式）を提出すること。
申請書及び仕様書等質疑提出期限	令和８年11月９日(月)16時まで
設計図書等の貸し出し	本件に係る設計図書等は、電子入札システム及び市ホームページにより配布する。

条件付き一般競争入札(事後審査方式)入札公告

入札方法		(1) 電子入札システムを使用すること。
		(2) 入札書提出期限　令和８年11月17日(火)16時まで
		(3) 工事費内訳書（指定様式）に必要事項を記載し提出すること。（市ホームページ等で配布する仕様書に示す内訳レベルの各項目は必須） ・諸経費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に分けて記載すること。 ・入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。市ホームページもご確認ください。 ・合計金額は、入札書の金額と一致すること。 ・端数調整を行う場合は、一般管理費等などで調整のこと。
開札日時等		(1) 開札は、電子入札システムにより行う。
		(2) 開札日時　令和８年11月18日(水)９時より
		(3) 開札場所　高山市役所４階契約管財課
		(4) 事後審査方式のため、落札者決定まで入札結果は保留とする。
落札者の決定		本入札においては、開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、落札者として決定するので、高山市契約管財課契約担当より指示を受けた者は、次の書類を指示のあった日に高山市契約管財課契約担当まで持参すること。
		(1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査方式）
		(2) 配置予定技術者届出書
		(3) 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
		(4) 同種・類似工事の施工実績（入札参加資格において実績を求めた場合に限る。）
契約書作成の要否		要
入札保証金		免除
制度改正	低入札調査基準価格	無
	低入札失格基準価格	無
	最低制限価格	有
契約保証金		有
前払金・中間前払金		有（契約金額500万円未満の場合を除く）
議会議決の要否		否
その他		(1) 入札書には、消費税を除いた金額を記載すること。なお、一度提出された入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することができない。
		(2) 別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、入札書（見積書）の提出（電子入札システムを使用した応札を含む）をもって誓約・同意したものとする。
		(3) 入札参加者に必要な資格のない者のした入札及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
		(4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為が認められたときには、入札を中止し、又は延期する場合がある。
		(5) その他この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び本市の契約規則等の定めるところによる。
		(6) 同種・類似工事の施工実績を求めた場合において、その実績を証明できる契約書類等（規模構造等の詳細が確認できるものを含む）の提出を求めたときは、速やかに提出すること。
		(7) 本工事は、フレックス工期による契約方式の試行工事であり、受注者は契約日から工事開始期限日までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができます。この場合、契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しません。 フレックス工期を活用する場合は次のとおりとします。 ・フレックス工期を活用する場合は、開札後の確認資料の提出期限日までに別記様式により工事開始日を通知するものとします。 ・前払金の支払いの請求は、予算の執行が可能となる時期まではできないものとし、その他については、建設工事請負契約約款第35条によるものとします。 ・積算にあたっては、契約日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、施工時期を選択することにより生じる経費については受注者の負担とします。 ・契約日から工事開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならないものとします。
		(8) 本件は、高山市公契約条例が適用されます。
		(9) 本件は、市が実施する「労働環境に関する実態調査」の対象工事です。調査を依頼された時は、期日までに提出すること。